

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年7月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800612号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900024号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和35年7月1日、喪失年月日を昭和36年6月1日とし、昭和35年7月から昭和36年5月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。
昭和35年7月1日から昭和36年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 :
 - ① 昭和36年頃の約1年
 - ② 昭和38年4月頃から同年7月頃まで
 - ③ 昭和38年7月頃から同年8月頃まで
 - ④ 昭和44年3月頃から昭和45年3月頃まで
 - ⑤ 昭和46年2月頃から昭和47年2月頃まで
 - ⑥ 昭和50年1月頃から昭和51年1月頃まで
 - ⑦ 昭和63年7月頃から同年8月頃まで

厚生年金保険の記録では、A社にBの名前で勤務した請求期間①、C社にDの名前で勤務した請求期間②、E社にDの名前で勤務した請求期間③、F社にG、H又はIの名前で勤務した請求期間④、J社にG、H又はIの名前で勤務した請求期間⑤、K社に勤務した請求期間⑥及びL社に勤務した請求期間⑦に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。
なお、請求期間④、⑤及び⑥については、M組合N支部のO事業により就労していた。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、昭和36年頃に約1年間、A社において、氏名を「B」、年齢は実際の年齢より数歳上の年齢で勤務していた旨陳述しているところ、オンライン記録において、当該陳述内容と符合する、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(事業所名称はA社、資格取得日は昭和35年7月1日、資格喪失日は昭和36年6月1日、被保険者氏名はB、生年月日は昭和14年*月*日、以下「未統合記録」という。)が確認できる。

また、請求者は、A社の同僚として3人の名前等を挙げているところ、同社に係るオンライン記録において、当該同僚3人と符合する者の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、このうち連絡先の判明した一人は、「Bさんは、昭和36年頃にP工場内にあったA社の現場事務所で事務に従事していた。同現場事務所には、同人のほか、専務と現場責任者がいた。」旨回答及び陳述しており、当該陳述内容は、請求者が陳述する自身の同社における勤務状況

等と符合している。

さらに、オンライン記録において、Bに係る厚生年金保険被保険者記録は、前述の未統合記録以外に見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者はBとしてA社に勤務していたと認められ、前述の未統合記録は、請求者の記録とすることが妥当であり、同社の事業主は、請求者が昭和35年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和36年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められる。

また、昭和35年7月から昭和36年5月までの標準報酬月額については、前述の未統合記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 2 請求期間②について、請求者は、C社には「D」の名前で勤務した旨陳述しているところ、同社から提出されたDに係る労働者名簿に記載された氏名、生年月日及び本籍地は、請求者に係る外国人登録原票に記載された通名、生年月日及び居住地と符合しており、雇入年月日（昭和38年4月20日）及び退職年月日（昭和38年7月18日）についても請求期間②の始期及び終期と符合している。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年8月1日であり、前述の労働者名簿に記載されている雇入年月日から退職年月日までの期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、C社の事業主は、「請求期間②当時は創業時であり、当時の勤務実態を確認できる資料もないため、請求者を含む従業員がどのように働いていたか分からない。また、請求者の請求期間②における給与から厚生年金保険料を控除したか否かは不明であるが、会社自体が厚生年金保険の適用を受ける前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」旨陳述しており、事業主から、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年8月1日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者に照会し複数の者から回答を得たが、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答及び陳述は得られず、同僚から、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 請求期間③について、請求者は、E社には「D」の名前で勤務した旨陳述しているが、同社の事業主は、「請求期間③当時の資料はなく、請求者の請求期間③における勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。」旨陳述しており、事業主から、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間③にE社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会し複数の者から回答を得たが、請求者を覚えている者はおらず、同僚から、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 請求期間④について、請求者は、F社には「G、H又はI」の名前で勤務していた旨陳述しているが、同社の担当者は、「請求期間④当時の資料はなく、請求者の請求期間④における勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。」旨陳述しており、事業所から、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間④にF社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会し複数の者から回答を得たが、請求者の請求期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答及び陳述はなく、同僚から、請求者の請求期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間④、⑤及び⑥当時、M組合N支部のO事業により就労していた旨陳述しているところ、同支部の担当者は、「当組合では、事業所と1年単位で労働協約を結び、労働協約に基づいた労働条件によりO事業を行っていた。O事業は日々雇用により行うが、当時の労働協約等を確認できる資料を保存していない。」旨陳述しており、同支部から、請求者に係る勤務実態等を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 請求期間⑤について、請求者は、J社では「G、H又はI」の名前で、Q県R市で勤務していた旨陳述しているが、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、請求者が記憶する同社の業種及び所在地について、昭和45年7月現在のR市の職業別電話番号簿及び昭和48年4月発行のR市住宅精密地図を見たが、同社に該当する記載は見当たらず、請求者が請求期間⑤に勤務したとする事業所を特定することができない。

また、請求者は、J社の事業主及び同僚について、いずれも姓のみしか記憶していない旨陳述しており、事業主及び同僚を特定することができず、連絡先が不明であることから、これらの者から、請求者の請求期間⑤に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 請求期間⑥について、オンライン記録によると、K社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和58年12月1日であり、請求期間⑥において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、K社の事業主は、「請求期間⑥当時の資料はなく、請求者の請求期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。」旨陳述しており、事業主から、請求者の請求期間⑥に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、オンライン記録において、K社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和58年12月1日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、請求期間⑥において厚生年金保険の被保険者記録のない者に照会したが、いずれの者からも回答が得られず、これらの者から、請求者の請求期間⑥に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 請求期間⑦について、請求者は、「Q県S市（現在）にあったL社に勤務していた。」旨陳述しているが、オンライン記録において、L社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、請求者が記憶する同事業所の業種及び所在地について、昭和62年10月及び平成元年1月現在のS地区のタウンページ及び昭和62年11月発行のS市精密住宅地図を見たが、同事業所に該当する記載は見当たらず、請求者が請求期間⑦に勤務したとする事業所を特定することができない。

また、請求者は、L社の事業主について姓のみしか記憶しておらず、同僚についても氏名を記憶していない旨陳述しており、事業主及び同僚を特定することができず、連絡先が不明であることから、これらの者から、請求者の請求期間⑦における勤務実態及び厚生年金保険

料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑦における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦の各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900046号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900026号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成20年11月1日から平成21年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年11月から平成21年8月までは15万円を19万円とする。

平成20年11月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年11月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成20年10月21日から平成21年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年10月から平成21年8月までは24万円とする。

平成20年10月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額(第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年10月21日から平成21年9月1日まで

ねんきん定期便に記載された厚生年金保険料の納付額を見ると、A社に勤務した期間のうち、請求期間について、給与支給明細書に記載された厚生年金保険料控除額より低く記録されているので、実際の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成20年11月1日から平成21年9月1日までの期間について、請求者から提出されたA社の給与支給明細書及び同社から提出された源泉徴収簿により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成20年11月1日から平成21年9月1日までの期間に係る標準

報酬月額については、前述の給与支給明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成20年11月1日から平成21年9月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しているが、日本年金機構が保管しているA社における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されている報酬月額が請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっている上、前述の給与支給明細書等により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が当該期間に係る請求者のオンライン記録の標準報酬月額と一致していないことから、事業主は、前述の給与支給明細書等により確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成20年10月21日から同年11月1日までの期間については、請求者から提出されたA社の平成20年11月分の給与支給明細書から厚生年金保険料の控除が確認できない上、ほかに請求者が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことを確認又は推認できる資料等は見当たらないことから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

- 2 平成20年10月21日から平成21年9月1日までの期間について、請求者から提出されたA社の給与支給明細書等及び日本年金機構の回答から、請求者の資格取得時における標準報酬月額は、第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額（19万円）よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の平成20年10月21日から平成21年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書等により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、24万円とすることが妥当である。

ただし、平成20年10月21日から平成21年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900092号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900028号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和45年10月1日、喪失年月日を昭和46年6月1日とし、標準報酬月額については、昭和45年10月から昭和46年3月までは3万9,000円、同年4月及び同年5月は4万8,000円とすることが必要である。

また、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和47年4月1日、喪失年月日を昭和55年9月1日とし、標準報酬月額については、昭和47年4月から昭和51年9月までは4万8,000円、同年10月から昭和53年9月までは5万6,000円、同年10月から昭和54年9月までは22万円及び同年10月から昭和55年8月までは18万円とすることが必要である。

昭和45年10月1日から昭和46年6月1日までの期間及び昭和47年4月1日から昭和55年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和45年10月1日から昭和46年6月1日までの期間及び昭和47年4月1日から昭和55年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和45年10月初め頃から昭和55年8月末頃まで

A社に、月給制の正社員として昭和45年10月初め頃に入社し、職場を離れB地域に行っていた途中の約1年間を除き、10年程度勤務した。厚生年金保険の記録には、同社における加入記録が無いが、給料から各種社会保険料を控除されていたことを覚えているので、同社に係る年金記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

本件訂正請求については、平成28年3月25日付け近厚発0325第27号により近畿厚生局長が行った訂正をしない旨の決定(以下「処分」という。)を不服として、請求者がC地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起したところ、同裁判所は、請求期間のうち、昭和45年10月1日から昭和46年5月31日までの期間及び昭和47年4月1日から昭和55年8月31日までの期間について、訂正しない部分を取り消す旨の判決を言い渡し、この度、同判決が確定したので、訂正決定の理由として、別添、令和元年6月13日C地方裁判所判決(正本)の写しの第3の1の「争点1(勤務実態があったと認められるか)について」及び「争点3(保険料控除が行われていたと認められるか)について」を引用し、請求期間のうち、昭和45年10月1日から昭和46年6月1日までの期間及び昭和47年4月1日から昭和55年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間に訂正することとする。

また、標準報酬月額については、A社における同僚に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録及び日本年金機構の回答から、昭和45年10月から昭和46年3月までは3万9,000円、同年4月及び同年5月は4万8,000円とし、また、昭和47年4月から昭和51年9月までは4万8,000円、同年10月から昭和53年9月までは5万6,000円、同年10月から昭和54年9月までは22万円及び同年10月から昭和55年8月までは18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の昭和45年10月1日から昭和46年6月1日までの期間及び昭和47年4月1日から昭和55年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主は亡くなっており回答を得られないが、当該各期間について、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は請求者に係る当該各期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和46年6月1日から昭和47年4月1日までの期間については、C地方裁判所の当該期間に係る請求を棄却する旨の判決が確定したので（別添、令和元年6月13日C地方裁判所判決（正本）の写しの主文のとおり）、訂正をしないこととする。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800679号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年9月26日から同年11月26日まで

A社には、昭和56年2月に入社して以来、昭和59年4月に退職するまでの期間において、継続して勤務したにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。

昭和58年9月頃、婚姻届を提出し姓が変わったことのほかは、業務内容、勤務形態、給与形態、社会保険等について、同じ状況であったと記憶しているので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成14年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、同僚等については請求者から照会の可否について回答を得られないことから照会できず、これらの者から請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社は、請求期間当時、B厚生年金基金の加入事業所であったところ、企業年金連合会から提出された請求者の同基金に係る厚生年金基金加入員台帳によると、請求者は当該加入員資格を昭和58年9月26日に喪失し、同年11月26日に再取得しており、請求期間における加入員記録が見当たらない上、当該資格記録は、請求者の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800652号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年10月1日から平成11年8月1日まで

B社からA社(現在は、C社)に出向し勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額について、実際の給与支給額に見合う額よりも低く記録されているので、同社における標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求者から提出された平成11年度市・県民税特別徴収税額通知書及び平成11年分源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う社会保険料の年額とおおむね一致している上、請求者から提出された平成11年3月分、同年4月分及び同年6月分の給料明細書を見ると、各月の支給総額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(41万円)を上回っているものの、各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(41万円)と一致しており、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であった事情はうかがえない。

また、C社及び出向元のB社は、請求期間当時の資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、事業所から確認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。